2　厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による届書を提出した事業主及び法第三十三条第一項の規定による認可を受けた事業主の事業所に係る次に掲げる事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表することができる。

一　名称及び所在地

二　適用事業所に該当しなくなった年月日

三　当該事業所に係る機構の業務を分掌する年金事務所

四　事業主が国、地方公共団体又は法人であるときは、法人番号

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第二条　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百二十八条」を「第百二十九条」に改める。

第十四条の三第一項中「及び次条第一項」を「、次条第一項第二号及び第百二十九条第一項第二号」に改める。

第九十三条第十一号を同条第十二号とし、同条第十号の次に次の一号を加える。

十一　第百二十九条第一項及び第二項の規定による公表

第百二十八条の次に次の一条を加える。

（事業所の適用情報等の公表）

第百二十九条　厚生労働大臣は、第十三条第一項の規定による届書を提出した事業主及び法第六条第三項の規定による認可を受けた事業主の事業所に係る次の各号に掲げる事項（第十四条の三第一項若しくは第二十三条第一項の規定による届出又は第十四条の四第一項の規定により申出があつたときは、当該各号に掲げる事項であつて、当該届出又は申出に係る変更後のもの）をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表することができる。

一　名称及び所在地

二　特定適用事業所であるか否かの別

三　当該事業所に係る機構の業務を分掌する年金事務所

四　事業主が国、地方公共団体又は法人であるときは、法人番号

2　厚生労働大臣は、第十三条の二第一項の規定による届書を提出した事業主及び法第八条第一項の規定による認可を受けた事業主の事業所に係る次に掲げる事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により公表することができる。

一　名称及び所在地

二　適用事業所に該当しなくなつた年月日

三　当該事業所に係る機構の業務を分掌する年金事務所

四　事業主が国、地方公共団体又は法人であるときは、法人番号

附　則

この省令は、平成二十八年十月三十一日から施行する。